

## 青少年の健全育成法の制定を求める意見書

明日の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いである。

しかし、今日の青少年を取り巻く社会環境は、露骨な性描写や残酷な描写を売り物にした雑誌、有害なテレビ、ビデオなどの氾濫、さらには情報通信技術の進展やテレホンクラブ等の新しい営業形態を出現させ、悪化の一途をたどっている。

我が国において青少年を有害環境から保護するという観点に立つ法令は「風俗営業等適正化法」や「児童福祉法」等がある。しかし、現実には起きている青少年の諸問題に対して体系的、包括的になっておらず、むしろ都道府県における青少年保護育成条例に対する補足的な機能しか有していない現状である。そうした中、青少年の健全育成について、我が国の法整備が強く求められている。

よって、本市議会は、政府に対し、早急に青少年健全育成のための法制定をするよう要請するものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成14年 6月28日

三鷹市議会議長 吉野博明